

長崎 保険 医 新聞

発行所

長崎県保険医協会
長崎市恵美須町2-3-2F
電話 095 (825) 3829
FAX 095 (825) 3893
Eメール
nagasaki-hok@doc-net.or.jp
発行人 木田 孝也

グループ保険
特集号

グループ生命保険

こども特約付年金払特約付団体定期保険

より充実した内容に変わります!

① 5,000万円コース新設!

たとえば35歳男性が新規加入すると・・・
→毎月の保険料は4,750円 (注)



② 66歳～70歳の2,000万円コース新設

<「4,000万円」に加入中の方が66歳(保険年齢)を迎えて自動減額になる場合>

(旧) 4,000万円 → 1,000万円に自動減額

(新) 4,000万円 → 2,000万円に自動減額

*70歳(保険年齢)までは2,000万円の保障が受けられます。

③ 保険料が引き下げられます

今回、月々の保険料が下がります!(2018年12月保険料から)

制度全体(加入者全員)の合計保険料が約16%安くなります。

(現在ご加入中の方は「保障額と月額保険料(概算)」をご参照ください)

ご家族のための高額保障が、これまでよりも安い保険料で選択できるようになりました。ぜひ、増額をご検討ください。

～今が増額のチャンス!～

<最高保障額「4,000万円」に加入中の現在42歳の男性の場合>

★4,000万円のままだと・・・ (旧) 7,920円 → (新) 6,560円 (注)

*1,360円お安くなります

★5,000万円に増額すると・・・ (旧) 7,920円 → (新) 8,200円 (注)

*月額280円の増額で1,000万円の上乗せ保障が得られます!

(注) 記載の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合初回にさかのぼって精算します。

加入申込受付期間 2018年8月20日(月)～10月10日(水)

～万一の死亡、高度障害状態に備える グループ保険～

★6つの特徴★

1. 手続きが簡単

告知のみで加入可否を判断するため、医師による診査はありません。

2. お手頃な保険料と大きな保障

お手頃な保険料で最高保障額5,000万円まで加入できます。

3. 最長75歳までの保障

70歳までにご加入の方は、75歳まで加入を継続することができます。

4. 毎年保障の見直しが可能

保障期間は1年で、毎年自動更新します。ライフステージに合わせて必要保障額の見直しができます。

5. 配偶者・お子さまも加入できます

配偶者は1,000万円まで、お子様は400万円に加入できます。

6. 配当金の支払い

毎年の決算で剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。



長崎県保険医協会
共済部長
松崎 忠樹

グループ保険とは、長崎県保険医協会会員の保険加入者で1つのグループ（団体）をつくり、万一の死亡または高度障害状態の時に、そのご家族の生活を保障しあう1年単位の掛け捨て保険です。団体で一括して管理することで、加入しやすい保険料で万一に備える保障が得られます。その年の保険金支払が少なければ配当金として払戻金が生じます。さらに今年は、近年の健康寿命の延長により保険料が改定されさらに掛けやすい保険料となりました。

現在お持ちの生命保険を補ったり、更新時の保険料上昇を抑えたりするためにご利用されると大変メリットがあります。また、配偶者さまやお子さまの保険にも是非ご検討ください。

制度の概要



加入資格

長崎県保険医協会の会員、その配偶者・扶養するこどもで次の年齢の方

本人：70歳6ヵ月まで（継続加入は75歳6ヵ月まで）

配偶者：70歳6ヵ月まで（継続加入は75歳6ヵ月まで）

こども：2歳6ヵ月超22歳6ヵ月まで

※配偶者・こどものみの加入はできません。必ず本人（会員）とセットでご加入ください。また、本人が脱退あるいは死亡・高度障害状態になった場合、配偶者・こどもも同時脱退となります。

※子どもの加入については、加入資格のあるこども全員に加入していただきます。

※健康状態によっては、新規加入・増額ができません。

保険期間

2018年12月1日～2019年11月30日までの1年間。

中途加入者については効力発生日から2019年11月30日まで。以後自動更新となります。

保険料の払込み

毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に翌月分を指定口座より自動振替します。

※新規加入申込の方の初回保険料が振替えできなかった（効力発生日までに協会指定口座へ振込みがない）場合は不成立となります。

※保険料が2ヵ月（2回）連続で未納の場合、効力失効（強制脱退）となります。

<取扱銀行>

十八・親和・長崎・佐賀・西日本シティ・みずほ・三菱UFJ

保険金の支払い

保険期間中に死亡、もしくは高度障害状態に該当した場合、死亡保険金受取人（被保険者の定めた方）、または高度障害保険金受取人（被保険者）にお支払いします。

※死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事

由発生前であればお申出により変更することができます。

※遺言による死亡保険金受取人変更はできません。

※死亡保険金、高度障害保険金を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

配当金

1年ごとに収支決算を行い、剰余金が生じたときには配当金としてお支払いします。その場合、1月末頃に保険料振替口座へ振り込みます。

中途脱退

途中で脱退される場合の保障は脱退月で終了します。また、配当金支払の対象外となります。

保険金額の変更

年度途中の保険金額の変更はできません。

加入者カード発行

加入者には毎年発行します。1月下旬に会員（加入者）にお届けします。

控除証明

年末調整に必要な方はご連絡ください。翌年以降は自動発行します。払込保険料から配当金を差し引いた金額が、生命保険料控除の対象となります。

税務上の取扱い

<死亡保険金>

契約者 (保険料負担者)	被保険者 (死亡者)	死亡保険金 受取人	税金
本人	本人	法定相続人 (配偶者・子)	相続税
本人	配偶者	本人	所得税 (一時所得)
本人	配偶者	子	贈与税

<高度障害保険金>

被保険者が受け取る高度障害保険金は、全額非課税となります。

診査なし・手続き簡単で お手頃な保険料

保障額と月額保険料(概算)

年齢別 月額保険料	死亡(高度障害) 保険金額		配偶者				本人							
			500万円		1,000万円		2,000万円		3,000万円		4,000万円		5,000万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
15歳~35歳 (S58.6.2生~H16.6.1生)	475	305	950	610	1,900	1,220	2,850	1,830	3,800	2,440	4,750	3,050		
36歳~40歳 (S53.6.2生~S58.6.1生)	605	510	1,210	1,020	2,420	2,040	3,630	3,060	4,840	4,080	6,050	5,100		
41歳~45歳 (S48.6.2生~S53.6.1生)	820	625	1,640	1,250	3,280	2,500	4,920	3,750	6,560	5,000	8,200	6,250		
46歳~50歳 (S43.6.2生~S48.6.1生)	1,175	885	2,350	1,770	4,700	3,540	7,050	5,310	9,400	7,080	11,750	8,850		
51歳~55歳 (S38.6.2生~S43.6.1生)	1,710	1,195	3,420	2,390	6,840	4,780	10,260	7,170	13,680	9,560	17,100	11,950		
56歳~60歳 (S33.6.2生~S38.6.1生)	2,470	1,515	4,940	3,030	9,880	6,060	14,820	9,090	19,760	12,120	24,700	15,150		
61歳~65歳 (S28.6.2生~S33.6.1生)	3,780	2,010	7,560	4,020	15,120	8,040	22,680	12,060	30,240	16,080	37,800	20,100		
66歳~70歳 (S23.6.2生~S28.6.1生)	5,605	2,710	11,210	5,420	22,420	10,840	← 新設		↑ 新設					
継続加入	71歳 (S22.6.2生~S23.6.1生)	7,335	3,595	14,670	7,190									
	72歳 (S21.6.2生~S22.6.1生)	8,115	4,005	16,230	8,010									
	73歳 (S20.6.2生~S21.6.1生)	9,020	4,485	18,040	8,970									
	74歳 (S19.6.2生~S20.6.1生)	10,070	5,015	20,140	10,030									
	75歳 (S18.6.2生~S19.6.1生)	11,310	5,590	22,620	11,180									

(注) 上記に記載の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合初回にさかのぼって精算します。

こども	加入年齢	保険金額	月額保険料
	3歳~22歳 (H8.6.2生~H28.6.1生)	400万円	280円

(注) こどもの保険料は確定保険料です。

配当金還元率 実績

年度	配当金還元率 → 月額保険料の	
2016年	31.18%	約3.7ヵ月分
2015年	36.82%	約4.4ヵ月分
2014年	7.59%	約0.9ヵ月分

※配当金還元率とは、年間払込保険料に対する配当金の割合です。
 ※配当金は、各取扱生命保険会社の支払時期の前年度決算および引受金額などにより決定しますので、将来お支払いする配当金額は確定していません。

現在ご加入の方へ

配偶者・子どもの追加加入

更新普及期間に限らず年度内で1回に限り、配偶者・子どもの追加加入ができます。

保険料のご確認を

お申出がない限り自動的に更新継続します。本人・配偶者の保険料は毎年更新時の年齢により計算されます。また、保険料率引き下げに伴い保険料が変更されます。年齢別月額保険料表で次年度の保険料をご確認ください。

保険金額の変更について

更新時にたとえ病期中でも前年と同額以下で継続できます。保険金額の変更は更新普及期間(8/20~10/10)のみ取り扱います。

保険金の支払いについて

保険金は一時金、または10年・15年確定年金のいずれかを選択して受け取ることができます。

加入年齢が若い程、
月額保険料がお安く
なります



～よくある質問 Q&A～

Q1. 法人で掛けることはできますか？

A. 可能です。医療法人などが保険料を負担し当該医療法人の理事である会員（配偶者・子ども）を被保険者とします。法人が負担した保険料は、原則として全額損金（経費）に算入できます。

保険金は医療法人が受け取り、当該理事の遺族に弔慰金、退職金として支払われますが、その金額は勤続年数などが関係し、保険金全額が支払いになるとは限りませんので、法人で掛けるか、個人で掛けるかは慎重に判断してください。

保険金受取人が法人の場合、保険金請求時に被保険者の遺族（高度障害保険金は被保険者）の了知が必要になります。

Q2. 71歳となり「継続加入」となりました。保険料は変わりますか？

A. はい、71歳から75歳までは毎年保険料が変わります。

Q3. 誕生日がきたら保険料が上がったり、保障が終わったりしますか？

A. いいえ、保険期間中（1年）の変更はありません。更新日（12月1日）に保険料が上がったり、保障が終わったりします。

Q4. 脱退したら再加入はできませんか？

A. できます。70歳6ヵ月までは再加入が可能です。ただし、健康状態によっては再加入できないことがあります。

Q5. 高度障害状態とはどういう状態ですか？

A. 次の障害状態のいずれか1つに該当した場合を「高度障害状態」と言います。

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの



【ご意向確認のお願い】

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする保険期間1年（更新により一定年齢まで継続可能）の生命保険です。お申込みの際には、パンフレットをご覧ください、保障内容・保険金額・保険料（掛金）等がお申込みいただく皆さま全員のご意向に沿った内容となっているか、必ずご確認のうえお申込みください。また、これらの書類はお申込みいただきました後も、大切に保管してください。

ご加入に際しては、「パンフレット(グループ生命保険制度)」を必ずご確認ください。

この制度は、長崎県保険医協会が以下の引受生命保険会社と締結した「子ども特約付年金払特約付団体定期保険契約」にもとづき運営します。

以下の引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合（2018年8月1日現在）による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】

富国生命保険相互会社（引受割合75.43%）[事務幹事]
連絡先 ☎095(822)3444（長崎支社）

三井生命保険株式会社（引受割合24.57%）
連絡先 ☎095(825)9379（長崎支社）

お申込み・お問い合わせはこちらへ！

長崎県保険医協会

〒850-0056長崎市恵美須町2-3 フコク生命ビル2F

電話 095(825)3829 FAX 095(825)3893

Eメール nagasaki-hok@doc-net.or.jp

ホームページ <http://www.vidro.gr.jp>